

## 西脇市こども未来応援事業実施規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、児童生徒の学習環境を確保し、もって児童生徒の学習意欲の向上及び心身の健全な発達に寄与するために実施するこども未来応援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校外教育サービス 学校の教育活動以外の場において提供される小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）、中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）に定める学習指導又は文化・スポーツ活動及びこれらに準ずると市長が認めるものをいう。
- (2) 児童生徒 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校に在籍する小学校6年生から中学校3年生までの児童又は生徒をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、現に児童生徒を監護し、かつ、当該児童生徒と生計を同じくしているものをいう。
- (4) 参画事業者 学校外教育サービスを提供する法人、団体又は個人事業者であって、別に定める募集要項により市長が指定するものをいう。

### (実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、西脇市とする。ただし、この事業のうち、クーポンの交付及びクーポンの使用に係る支払事務については、適切な運営が確保できると認められる事業者（以下「受託業者」という。）に委託することができる。

### (助成対象者)

第4条 助成対象者は、市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者

- (2) 西脇市就学援助規則（平成17年西脇市教育委員会規則第15号）  
第7条第1項の規定により就学援助の認定を受けている者
- (3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給を受けている者
- (4) その他市長が特に必要と認める者  
（助成対象経費）

第5条 助成対象経費は、参画事業者が提供する学校外教育サービスに係る経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 入会金その他学校外教育サービスの提供を受けるための初期費用
- (2) 月謝その他学校外教育サービスの対価として支払う費用
- (3) 教材、ユニフォームその他学校外教育サービスを利用するために必要な物品等で参画事業者を支払う費用  
（助成額）

第6条 助成額は、児童生徒1人当たり月額1万円とする。

（助成対象期間）

第7条 助成対象期間は、第9条第1項の決定を受けた日の属する月の翌月から翌年度の7月31日（決定を受けた日の属する年度において中学校3年生の生徒である場合にあっては、当該年度の3月31日）までとする。

（交付申請）

第8条 助成を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、西脇市こども未来応援クーポン交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、西脇市こども未来応援クーポン交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。ただし、クーポンの交付決定をした場合は、クーポンの交付をもって、通知に替えることができる。

2 クーポンは、スマートフォン等のモバイル端末で使用できる電子媒体とする。ただし、申請者がスマートフォン等のモバイル端末を所有していないことその他クーポンの使用が困難な場合は、この限りでない。

3 クーポンの再交付は、行わないものとする。

（使用方法）

第10条 クーポンの交付を受けた申請者（以下「受給者」という。）は、参画事業者にクーポンを提出し、児童生徒に学校外教育サービスを受けさせるものとする。

2 クーポンの使用上限額は、児童生徒1人当たり月額1万円とする。ただし、クーポンの使用上限額に満たない場合は、クーポンの使用額を使用上限額とする。

(クーポンの使用に係る請求手続)

第11条 参画事業者は、学校外教育サービスの対価の全部又は一部としてクーポンが使用されたときは、学校外教育サービスを提供した月ごとに、受託業者に対してクーポンの使用に係る請求を行うものとする。

2 前項の請求を受けた受託業者は、請求金額とクーポンの照合等を行い、請求金額が適正であると認めるときは、参画事業者に対して支払を行うものとする。

3 受託業者は、前項の支払額を市長に請求するものとする。

(支払額の返還)

第12条 市長は、参画事業者が偽りその他不正の行為によって前条の支払を受けたときは、その支払額の全部又は一部を返還させることができる。

(申請内容変更届)

第13条 受給者は、第4条に規定する要件に該当しなくなったとき又は第8条の申請書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに西脇市こども未来応援クーポン交付申請内容変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によりクーポンの交付を受けたとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。
- (4) 児童生徒が転出したとき。
- (5) 児童生徒が死亡したとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、西脇市こども未来応援クーポン交付決定取消通知書(様式第4号)により受給者に通知するとともに、受託業者に対して速やかにその旨を通知するものとする。この場合において、受託業者は、参画事業者に対して、クーポンの使用停止について通知しなければならない。

(不正使用等の禁止)

第15条 受給者は、有効期限を経過し、若しくは決定を取り消された後にクーポンを使用し、又はクーポンを譲渡し、売買し、交換し、若しくは担保に供してはならない。

(不正使用等に係る支払額の返還)

第16条 市長は、受給者が偽りその他不正の行為によりクーポンの交付を受けたとき又は前条の規定に反する利用を行ったときは、当該不正の行為に係るクーポンの使用額の全部又は一部を返還させることができる。

(調査等)

第17条 市長は、参画事業者の提供する学校外教育サービス内容に関し必要があると認めるときは、当該参画事業者に説明を求め、又は実態を調査することができる。

(事業の周知)

第18条 市長は、事業の実施に当たり、助成対象者の要件、申請の方法、参画事業者等の事業の概要について周知に努めるものとする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和5年6月1日告示第155号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付したクーポンについては、この告示は、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和6年5月2日告示第109号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の西脇市こども未来応援事業実施規程の規定により交付したクーポン券については、なお従前の例による。

西脇市子ども未来応援クーポン交付申請書

西脇市長 様

子ども未来応援クーポンの交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者（保護者）※1	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名				
	住所	〒 西脇市			
	児童生徒との続柄	父・母・その他（ ）			
	電話番号	自宅 携帯	メール アドレス		
	世帯区分	生活保護・就学援助・児童扶養手当・その他			
児童生徒※2	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名				
	住所	※申請者と異なる場合のみ記入 〒 西脇市			
	学校名 及び学年	年			

同意書

子ども未来応援事業における助成を申請するに当たり、次の事項に同意します。

- この申請に基づく審査を行うため、西脇市が住民登録資料及び生活保護費、就学援助費若しくは児童扶養手当の受給状況又は税務資料その他について、関係機関に調査、照会、閲覧すること。また、公簿等で確認できない場合は、必要な書類を提出すること。
- 偽りその他不正の行為により子ども未来応援クーポン（以下「クーポン」という。）の交付を受けたとき、決定を取り消された後にクーポンを使用したとき又はクーポンを譲渡し、売買し、交換し、若しくは担保に供したときは、クーポンを使用した金額を返還すること。
- 申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出ること。
- 参画事業者が提供する学校外教育サービスの内容、安全性、品質等を西脇市が保障するものではなく、学校外教育サービスの利用に当たり、事故等により申請者、児童生徒その他の関係者に損害が発生した場合、西脇市は一切の責任を負わないこと。
- クーポンの発行事務等を委託する事業者に当該事務に必要な情報を提供すること。

年 月 日

申請者氏名

※1 生活保護の世帯主又は児童扶養手当若しくは就学援助の受給者

※2 本事業の助成を受け学習塾等に通う小学校6年生から中学校3年生の児童生徒

〈クーポンの使用希望先〉

クーポンの使用を希望する学習塾等の情報を記入してください。

ご希望の学習塾等がクーポンの使用先として登録されていない場合、市から登録の依頼を行います。

※依頼の結果、登録に至らない場合や登録に時間がかかる場合もありますので、予め御了承ください。

※希望する学習塾等がない場合は、未記入で構いません。

使用先	教室名等 (内容)			
	所在地			
	利用状況	<input type="checkbox"/> 現在、既に通っている (サービスを利用している)	<input type="checkbox"/> 今後新たに始めたい (サービスの利用を始めたい)	電話番号

※複数ある場合は、裏面に御記入ください。

使用先	教室名等 (内容)			
	所在地			
	利用状況	<input type="checkbox"/> 現在、既に通っている (サービスを利用している)	<input type="checkbox"/> 今後新たに始めたい (サービスの利用を始めたい)	電話番号

使用先	教室名等 (内容)			
	所在地			
	利用状況	<input type="checkbox"/> 現在、既に通っている (サービスを利用している)	<input type="checkbox"/> 今後新たに始めたい (サービスの利用を始めたい)	電話番号

使用先	教室名等 (内容)			
	所在地			
	利用状況	<input type="checkbox"/> 現在、既に通っている (サービスを利用している)	<input type="checkbox"/> 今後新たに始めたい (サービスの利用を始めたい)	電話番号

年 月 日

様

西脇市長



西脇市こども未来応援クーポン交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありましたこども未来応援クーポンの交付について、下記のとおり交付（却下）を決定しましたので通知します。

記

1 申請者氏名

2 児童生徒氏名

3 助成額 月額 10,000円

4 こども未来応援クーポンの使用期間

年 月から 年 月まで

5 却下の場合その理由

様式第3号（第13条関係）

西脇市子ども未来応援クーポン交付申請内容変更届

年 月 日

西脇市長 様

子ども未来応援クーポンの交付申請内容に変更がありましたので届け出ます。

届出者	住 所	〒			
	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏 名		生年月日	年 月 日	
	電話番号	自宅		携帯	
	メールアドレス				
児童生徒	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏 名		生年月日	年 月 日	

変更があった事項について、記入してください。

変 更 事 項	
変更年月日	※上記の変更があった日を記入 年 月 日
変 更 前	
変 更 後	

年 月 日

様

西脇市長



西脇市こども未来応援クーポン交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付を決定しましたこども未来応援クーポンの交付について、下記のとおり取り消しましたので通知します。

なお、未使用のこども未来応援クーポン券につきましては、返還いただきますようお願いいたします。

記

1 取消年月日 年 月 日

2 取消しの理由